

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年3月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 さんご漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可 をすべき漁業 者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	別表の操 業区域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1者	次の各号全てに該当する者 ア. 深海さんごを選択的に採取す ることが可能と認められるもの (無人潜水艇 (ROV) 等) を使 用船舶に搭載して操業できる者。 イ. 実質的に自ら当該漁業を営も うとする者であって、別に定める 資源管理への取組が行える者。 ウ. 操業しようとする区域に係る 地区漁業協同組合連合会又は関係 漁業協同組合及び市町村で構成す る協議会の同意がある者。

(2) 申請すべき期間

令和8年3月2日(月)から同月19日(木)まで

(3) 漁業許可の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(別表)さんご漁業

操業区域

次の(1)から(5)で示される海域

(1)宇治海域

次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 1 | 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒 | (北緯32度00分，東経129度00分)の点 |
| 2 | 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度40分，東経129度00分)の点 |
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 5 | 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯31度00分，東経130度00分)の点 |
| 6 | 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒 | (北緯32度00分，東経130度00分)の点 |

(2)三島村海域

次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 7 | 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒 | (北緯31度00分，東経130度35分)の点 |
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |

(3)熊毛海域

次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |
| 10 | 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度40分，東経130度00分)の点 |
| 12 | 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度00分，東経130度00分)の点 |
| 13 | 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度00分，東経131度30分)の点 |
| 14 | 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度55分，東経131度30分)の点 |

(4)十島村海域

次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 15 | 北緯30度10分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度10分，東経129度00分)の点 |
| 16 | 北緯29度00分14秒，東経128度59分52秒 | (北緯29度00分，東経129度00分)の点 |
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |
| 21 | 北緯29度00分14秒，東経129度59分52秒 | (北緯29度00分，東経130度00分)の点 |
| 22 | 北緯30度10分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度10分，東経130度00分)の点 |

(5)奄美海域

北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。

ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区

域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |

世界測地系よる位置。表右側 () 内は日本測地系よる位置。